

再ヒアリングに際し、事務局から依頼した事項

第46回施設・研修等分科会における委員からの主な意見（審議結果報告より抜粋）に対する回答

- ①全143病院の契約状況について、一覧表で整理してご提出ください。また、業務の包括化や総合評価落札方式の導入について検証した結果をご説明ください。

（ご意見）

- ・ 施設管理業務について、各病院が個別の判断により発注を行っていることから、発注形態、包括範囲等に統一感がない状況。現状が最適であり、民間競争入札を実施しないとしているが、全143病院の現状を把握・分析し、どのような方法が最適解であるかを十分に検証した上で、判断する必要がある。
- ・ 優良事例や今回のヒアリングの結果を各病院に周知することにとどまらず、国立病院を束ねる独立行政法人として調整機能を果たすべきであり、機構として、ガバナンスを効かせ、業務の包括化、総合評価落札方式の導入などの対応を各病院に実施させるべきである。

- ②業務を包括化する範囲についての検討結果をご説明ください。また、再委託やコンソーシアムでの入札を可能にするなどの改善策について、検討した結果をご説明ください。

（ご意見）

- ・ 業務の包括化に当たっては、窓口業務、清掃業務など特殊な作業を含んだものを除くことや再委託及びコンソーシアムを認めることにより、競争性の確保が可能。

- ③施設管理業務について、一部の病院で試行的に民間競争入札（市場化テスト）を実施し、その実施結果を踏まえて他の病院に展開するとの意見に対する、機構としての考え方を整理してご説明ください。

（ご意見）

- ・ 競争環境が整っている都市部の病院施設を対象に民間競争入札（市場化テスト）を実施し、その結果を踏まえ、同等の効果が期待される病院施設に展開することが必要である。なお、展開に当たっては、各病院の確実な取組が担保される措置を機構が講じるべきである。

NHO 病院における施設管理業務契約の 調査結果及び包括化等の検討について

(1) 施設管理業務契約の調査結果

○ 平成 25 年度の施設管理業務において、142 病院中 42 病院 (29.6%) が包括契約を実施

包括業務数	病院数		
		うち複数年契約	うち総合評価落札方式
2業務包括	13	9	0
3業務包括	8	7	1
4業務包括	5	3	1
5業務以上包括	17	16	5
合計	※ 43	35	7

※1 病院で 2 つの包括契約を実施しているため合計が 43 となっている。

○ 包括契約未実施の病院は 100 病院

○ 各業務分野における包括化契約の実施状況は以下の通り

①設備管理・保守	給湯設備管理	34 病院
	電気設備管理	22 病院
	空調設備管理	36 病院
	消防設備管理	20 病院
	給排水設備管理	32 病院
	昇降機管理	11 病院
	自動扉管理	9 病院
	医療ガス設備管理	10 病院
②警備		9 病院
③電話交換		4 病院
④植栽		2 病院
⑤環境管理		7 病院

○ 落札者の状況

落札者等級	包括業務数				合計
	2業務	3業務	4業務	5業務以上	
A	2		3	11	16
B	1	1	1	3	6
C	9	7	1	3	20
D	1				1
合計	13	8	5	17	43

4 業務以上の包括契約の落札者等級は、A・B 81.8%、C・D 18.2%

(2) 包括化等の検討について

- 今回調査した施設管理業務を含め、各病院が行う調達は、地域の実情に応じて各病院が実施することを原則としている。
- このため、施設管理業務の包括化等への移行の是非の判断については、地域の実情を熟知した各病院が、地域における事業者の状況や質の確保などを考慮したうえで、適切に行うべきと考えている。
- また、仮に、包括化等の導入を行うとした場合には、
 - ①競争性が確保されること
 - ②地域の中小企業の受注機会が損なわれないようにすることが必要であるため、これらの要件と地域の実情を十分に踏まえることができるよう何らかの措置を講ずる必要があると考える。

(3) 再委託やコンソーシアムの入札を可能とすることについて

- 再委託については、平成 22 年 4 月 6 日厚生労働大臣通知「公共調達の適正化について」により、
 - ・ 契約に係る事務又は事業の全部を一括して第三者に委託することは禁止する。
 - ・ 委託業者における総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分は再委託してはならない。
 - ・ 委託契約金額に占める再委託契約金額の割合は、原則 2 分の 1 未満とすること。等の要請を受け、国立病院機構としても各病院へその旨を通知し、適正な契約事務の遂行に努めるよう指示しており、引き続き、当該運用によることが適当と考えている。
- コンソーシアムの入札については、主務省庁の厚生労働省と同様に特段制限する規則がないため、現状においても実施可能であるが、その実施に当たっては地域の実情を熟知した各病院がその効果等を十分に検証したうえで行うべきものと考えている。
また、コンソーシアム方式は、実質的な再委託となる危惧もあることから、再委託の運用が形骸化することのないよう注意する必要がある。